

神戸大学課外活動共用施設規則

昭和56年10月15日 定
平成15年3月26日最近改正

(設置)

第1条 神戸大学(以下「本学」という。)に、課外活動共用施設(以下「共用施設」という。)を置く。
(共用施設の名称等)

第2条 共用施設の名称並びに共用施設に置く施設及びその用途等は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	施設	用途	設置場所
第1共用施設	共用室	複数のサークルが共用	六甲台運動場
	器具庫	サークル活動に必要な用具を保管	
第2共用施設	共用室	複数のサークルが共用	
	器具庫	サークル活動に必要な用具を保管	
	トレーニング室	トレーニング器具によるサークルの練習	
第3共用施設	共用室	複数のサークルが共用	
	器具庫	サークル活動に必要な用具を保管	
第4共用施設	共用室	複数のサークルが共用	
	器具庫	サークル活動に必要な用具を保管	
	音楽練習室	音楽系サークルの練習	
	トレーニング室	トレーニング器具によるサークルの練習	
	武道場	サークルの練習及び試合	
体育館	サークルの練習及び試合		
高井記念学生 スポーツ会館	ミーティング室	ミーティングに利用	大学教育研究 センター運動 場
	トレーニング室	トレーニング器具によるサークルの練習	
	テーピング・ マッサージ室	テーピング・マッサージに利用	
	VTR室	VTRその他の機器、資料等の活用・保管	
	マネージメント室	他大学等との渉外に利用	
	器具庫	サークル活動に必要な用具を保管	

(管理運営)

第3条 共用施設の管理運営責任者は、学長とする。

(使用の範囲)

第4条 共用施設は、本学が公認した課外活動サークル(以下「サークル」という。)が使用するものとする。

(長期使用)

第5条 共用施設を長期にわたって使用しようとするサークルは、毎年4月末日までに長期使用許可願(様式1)を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 長期使用の使用期間は、5月1日から翌年4月末日までとする。

(一時使用)

第6条 学長が特に必要と認めた場合は、共用施設の一時的利用を認めることがある。

2 共用施設を一時的利用しようとするサークルは、使用予定日の10日前までに一時使用許可願(様式2)を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用日時)

第7条 共用施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までをいう。)は、使用できないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、共用施設の時間外利用を認めることがある。

4 共用施設を時間外利用しようとするサークルは、使用予定日の10日前までに時間外利用許可願(様式3)を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用上の注意)

第8条 共用施設の使用を許可されたサークル(以下「使用サークル」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた用途以外の用途に使用しないこと。
- (2) 他のサークル又は団体に転貸しないこと。
- (3) 施設、設備を無断で移動し、改変し、又は新設しないこと。
- (4) 使用時間を厳守すること。
- (5) 特に指定する場合のほか、火気を使用しないこと。
- (6) 使用後は、清掃、消燈、火気の点検及び戸締りを行うこと。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

(損害賠償)

第9条 使用サークルは、故意又は過失により施設、設備を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取消等)

第10条 学長は、使用サークルがこの規則に違反したときは、使用の許可を取り消すことができる。

- 2 使用サークルは、サークルの解散その他の理由により使用目的が消滅した場合は、速やかに使用を中止し、その旨を学長に届け出なければならない。

(鍵の管理)

第11条 共用施設の鍵は、学務課において管理する。

(事務)

第12条 学長は、共用施設の管理に伴う事務の全部又は一部を、共用施設の設置場所を管理する部局の長に委託することができる。

(雑則)

第13条 この規則の実施に関し必要な細目は、学長が別に定める。

附 則(省略)

様 式(省略)